

# 2019年度 事業計画書

2019年4月 1日から

2020年3月31日まで

公益社団法人 日本海難防止協会

# 目 次

I	海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業	
	(日本海事センター補助事業)	
	1. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査	1
	2. 入出港等航行援助業務に関する調査	1
	3. 港湾計画の調査検討	2
	4. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業	2
	(一般事業)	
	5. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催	2
	6. 海難防止等情報の発信・啓発	2
II	海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業	
	(日本海事センター補助事業)	
	座礁船撤去に係る仕組みの調査検討	3
III	海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報収集及び国際協力に関する事業	
	(日本財団助成事業・日本海事センター補助事業)	
	1. 海上安全に関する国際情報収集活動	3
	2. 海事の国際的動向に関する調査研究	3
	(日本財団助成事業)	
	3. ミクロネシア3国の海上保安能力強化支援(小型パトロール艇運用経費)	4
	4. ミクロネシア3国の海上保安能力強化支援(パラオ巡視船運用経費)	4
	(地方公共団体(富山県)補助事業)	
	5. 北西太平洋行動計画推進協力事業	4
IV	受託事業	4

## I 海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本海事センター補助事業)

### 1. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査 (事業費：7,300千円)

我が国における沿岸海域及び主要港内水域では、航行船舶が輻輳するとともに漁業操業が活発に行われていることから、海上交通の安全確保には、海運関係者及び漁業関係者の相互理解が重要である。

このため、海運・水産両業界の関係者が関係官庁、学識経験者を交えて定期的に安全対策を協議する「海運・水産関係団体連絡協議会」を開催し、現場の実務関係者が広く共通の認識を持ちつつ、海上交通の安全確保のための海上交通環境に関する問題点及びその対策について調査・検討するものである。

本事業の対象海域は海上交通安全法の適用海域としており、2017年度(平成29年度)からは、瀬戸内海を対象として瀬戸内海西側境界から明石海峡までの漁業操業情報図を作成してきた。2019年度においては、残る大阪湾以南における瀬戸内海の漁業操業情報図を作成し海事関係者等に配布することにより、瀬戸内海を利用する一般船舶等に操業状況を周知し、安全な海域利用の一助とする。

調査方法は、漁業関係者等から、操業方法、操業時期・時間、操業海域等に関する資料収集等を実施し操業情報等を整理する。

なお、2019年度調査にて対象とする海域は、大阪湾から蒲生田岬灯台と紀伊日ノ御崎灯台間の瀬戸内海境界までを基本とし、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県で営まれる主な漁法を対象とする。

### 2. 入出港等航行援助業務に関する調査 (事業費：2,200千円)

本事業は、船舶の航行安全に資するため、船舶輻輳海域や入港船舶及び機能の多様化に対応するための工事が活発に行われ、形状の変貌等が著しく、海上交通の安全を阻害する諸要因が複雑多岐に存在する我が国の港湾における水先に関する諸問題について調査研究を行うものである。

2016年度(平成28年度)および2017年度(平成29年度)において、大型クルーズ客船に関して、水先人によるきょう導時の安全且つ円滑な入出港操船に資する事項に関する調査研究を行ったところであるが、自動車運搬船やコンテナ船についても昨今の大型化が目覚しく、これへの対応が急務となっている。そのため、2018年度(平成30年度)にあつては、これらの船舶について、京浜港、名古屋港、三河港、阪神港において水先人によるきょう導時の安全且つ円滑な入出港操船に資する事項に関する調査研究を行ったところであるが、2019年度においては、引き続き、広島港、関門港、博多港において調査研究を行うものである。

### 3. 港湾計画の調査検討（事業費：2,100千円）

港湾管理者が策定した港湾計画について、国土交通省の「交通政策審議会分科会」の審議に先立ち、海事関係者、学識経験者、関係官庁等から構成される日本海難防止協会に設置した「港湾専門委員会」において検討し、航行安全に関する意見の集約及び改訂計画等の事前の周知徹底を図るとともに、今後の港湾計画の改訂や変更計画の策定に資するものである。

なお、必要に応じて現地調査や現地関係者の意見聴取を実施する。

### 4. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業（事業費：2,900千円）

本事業は、全国で活動する各海難防止団体、各小型船安全協会等が実施する事業に関して、相互調整を図り、更に、海難防止等の周知・啓蒙及び調査活動等の技術情報の交換を行い、海難防止等事業の実効性の向上に資するものである。

全国の海難防止団体、小型船安全協会等の関係者による会議（海難防止団体等連絡調整会議）を年に1回開催する。

#### （一般事業）

### 5. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催（事業費：150千円）

本事業は、官民一体となって海難防止思想の普及活動に取り組み、海難の発生を防止することを目的として、当協会が事務局となり「全国海難防止強調運動実行委員会」を開催し、「海の事故ゼロキャンペーン」を全国的規模で展開するものである。

### 6. 海難防止等情報の発信・啓発（事業費：1,246千円）

海難事故や海洋汚染の防止に資する調査研究や提言、海難防止等に関する最新情報、これまでに蓄積したデータや過去の事例などについて、実務的な要素を持たせた情報を提供するものである。

電子データなどの媒体を活用して効果的・効率的に情報発信を行うとともに、夏季のレジャー活動等の一般市民を対象とした情報提供についてはイベントや施設での活用も視野にいれ印刷物を活用しながら継続した情報発信を行う。

## II 海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本海事センター補助事業)

座礁船撤去に係る仕組みの調査検討 (事業費：2,400 千円)

本邦沿岸で座礁した外国船が撤去されず、放置状態となる事案が度々発生している。これら対応に当たる自治体等の関係者にとっては不慣れな事案であり、知識・経験が乏しいことから、関係者との調整が難航し問題が長期化する一因となっている。このため、撤去交渉や手続きに関して、必要な知識や過去の経験をまとめた手引書の作成を行うものである。

手引書の作成に当たっては、学識経験者、サルベージ協会、関係官庁等から構成される検討会を設置して、関係法令、各種条約、保険等の調査・研究を行い、その結果を手引書として取り纏める。

## III 海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報の収集及び国際協力に関する事業

(日本財団助成事業・日本海事センター補助事業)

### 1. 海上安全に関する国際情報収集活動 (事業費：305,560 千円)

ロンドン事務所においては、IMO の委員会、小委員会に出席し、わが国政府代表団と協力して、日本の意見を反映させる。また、その他の国際会議、セミナー等欧州海運関係国・機関の動向を把握し、海事関係情報を収集し、さらに、大学等の研究機関における海事政策等についての情報の収集・調査を行い、これらの情報を関係者に提供する。

シンガポール事務所においては、マラッカ・シンガポール海峡周辺、ミクロネシア3国等における海難、海賊被害、施策等に関する情報収集等、沿岸国との協力関係の構築、マ・シ海峡航行援助施設基金委員会や協力フォーラム等の関連会議へ対応する。また、これらの情報を関係者に提供する。

その他、ミクロネシア諸国における海上保安能力強化の支援等を行う。

### 2. 海事の国際的動向に関する調査研究 (事業費：10,500 千円)

IMO の MSC (海上安全委員会)、NCSR (航行安全・無線通信・捜索救助小委員会)、MEPC (海洋環境保護委員会)、PPR (汚染防止・対応小委員会) 等について、わが国の海事関係者をメンバーとする国内委員会で対処方針について検討するとともに、わが国政府代表団の技術的アドバイザーとして IMO の会議に出席し、関連情報の収集・分析・を行い、関係者にとって重要な最新の情報を提供する。

また、個別の重要案件について諸外国における現地調査を行い、最新の情報を収集・分析し、関係者に提供する。

(日本財団助成事業)

3. ミクロネシア 3 国の海上保安能力強化支援 (小型パトロール艇運用経費)

(事業費(2019-2020):217,500

千円)

パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国の3カ国に対しこれまで行ってきた海上保安能力強化支援を引き続き適切に実施するため、定期整備費、燃料費、通信費等の運用諸経費の支援をする。また、ミクロネシア連邦及びマーシャル諸島共和国に対しては、小型パトロール艇メーカーの技術者を派遣し整備研修を実施するなど、乗組員への研修を適宜行い人材育成面での支援強化を図る。

4. ミクロネシア 3 国の海上保安能力強化支援 (パラオ巡視船運用経費)

(事業費(2019-2020):144,490

千円)

2017年(平成29年)12月にパラオ共和国へ供与した40m型巡視船KEDAMの運用が適切に行われるよう、年次整備費、燃料費、通信費等の支援をする。年次整備に関しては、2019年度にはフィリピンにて上架を伴うドックでの整備、2020年度はパラオにて主機関整備等を実施する。また、乗組員への研修を必要に応じて実施し、巡視船運航にかかる知識及び技術の向上を図り、さらなる海上保安能力強化を推進する。

(地方公共団体(富山県)補助事業)

5. 北西太平洋行動計画推進協力事業(NOWPAP)(事業費:34,500千円)

本事業は、日本海を取り巻く日本・中国・韓国・ロシアの4カ国による国際連合環境計画(UNEP)の地域計画の一つである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の実施機関(国連出先機関)として、富山県に設置された富山調整事務所(地域調整ユニット(RCU)富山)への支援を行うものである。

## IV 受託事業

当協会の長年の蓄積された知見や幅広いネットワークに基づき、中立・公正な専門機関として、国土交通省、海上保安庁、地方公共団体、独立行政法人等からの委託に基づき、調査研究を実施する。